近世中期における高家の職務
――勅使江戸下向時の火事から尊号一件まで――

栗原　佳

はじめに

　近世においては朝廷と幕府の双方が江戸と京都に向けて頻繁に使者を派遣していたが、その際には必ず高家が登場する。高家には江戸で朝廷からの勅使を迎える役目があるが、逆に幕府から上使として京都に派遣される役目もある。彼らはこうした定期的な職務を通して朝廷関係者との関係をつくっていた。

　京都に派遣される上使としての高家の職務は、『吉良家日記』[1]によって徐々に明らかになってきている。一方勅使を迎える役割を担う高家について主題的に論じられた機会は少ない。そのため、本稿では江戸で勅使を迎える高家の職務を取り上げる。

　ところで高家に関する研究は、幕府の旗本としての立場を視点としたもの[2]と、朝廷に関わる幕府役人としての立場を視点としたものがある。特に後者については、幕府成立時から元禄期にかけての高家の職務を大沢家や吉良家を事例に扱っているもの[3]、綱吉期において対朝廷政策の一環として公家出身の高家が多く誕生したことを扱っているものがある[4]。このように朝廷に関わる存在としての高家の研究は近世前期を扱ったものがほとんどであり、元禄期より後の論考はほとんど存在しない。

　元禄期以降、高家は政治的な動きにほとんど関わらなくなり、専ら儀礼を扱う役職となったとされている。しかし、宝暦期の史料によれば、江戸に参向した朝廷関係者の周囲で発生した事件について高家が積極的に解決に努めている。こうした事件についてはほとんど先行研究で意識されてこなかったが、こうした動きを追うことで高家が朝廷関係者と幕府双方から信頼を得ていったことが分かる。こうした高家の行動や信頼は、朝幕間の一大事件である尊号一件の幕引きに少なからず生かされることになる。そこ

で本稿では、まず宝暦期の年頭勅使の江戸参向を事例に、朝廷関係者の周囲で発生した事件における高家の職務を公家日記から抽出する。次に尊号一件に関わる高家の職務を、実際に職務に携わった高家の記録から明らかにする。

宝暦期の事例は通常の職務の遂行中に発生した事件であるが、いずれも朝廷の事情を熟知した高家の存在が不可欠な事例である。尊号一件に関わる職務も朝廷との定期的なつながりを持つ高家が必然的に携わるべきものであった。このように、儀礼的な職務を通して朝廷と深く関わっていた高家が、朝幕間の事件に際して積極的に解決に動いていたことを明らかにしたい。

一、年頭勅使参向時の事件における高家の職務

高家自身が記した史料がほとんど存在しないため、江戸における高家の職務を詳細に追うことのできる史料は限られている。だが、武家伝奏として江戸に何度も参向した広橋兼胤が二十五年にわたり江戸での様子を克明に記しており(5)、そこから高家の様子も明らかになる。ここではその中から四つの事件を取り上げ、高家がどのような職務を担ったかを追っていきたい。

1　火事発生時の対応　―宝暦十年（一七六〇）年の事例

広橋の日記によれば、年頭勅使の参向中に発生した火事は宝暦期だけでも二例あるが(6)、ここでは宝暦十年の事例を扱う。火事の経過は以下のようなものであった。

【史料一】(7)

一、①酉刻許芝神明前町家より出火、竪十三町横三町程焼亡而鎮火、戌刻前神田明神前町家より出火、西北風急焔盛、翌七日未半刻至深川洲嵜鎮火、竪一里余横十三町余、南北両所同時之失火近世未曾有之由

一、②樋口二位・土御門三位・避火被来、大外記・青木大炊允・粟津右兵衛尉等同来、土御門并大外記・大炊允・右兵衛尉等旅宅焼亡了

一、③前田信濃守・織田対馬守・畠山紀伊守・前田伊豆守・堀川兵部大輔依火事追々被来、終夜被候此館

火事は①二月六日の酉刻頃に芝神明前の町家から発生し、竪十三町横十三町を焼失した。だが、神田明神前でも出火し翌日の未半刻になってようやく鎮火したという。広橋も南北で同時に出火したのは未曽有のことであると記している。

火事の発生は夕方以降のことであったため、広橋ともう一人の武家伝奏柳原光綱は伝奏屋敷にいた。しかしこの時の勅使は将軍家重の右大臣転任祝儀も兼ねていたため、他にも多くの朝廷関係者が参向し、彼らは伝奏屋敷とは別の場所を旅宅としていた(8)。そこで、②樋口らは一まず火事の影響を受けていない伝奏屋敷に避

難をしてきたのである。その後③前田長泰・織田信栄・畠山国祐の肝煎[9]三人と、奥高家のうち前田長敦と堀川広之の二名が徹夜で伝奏屋敷に詰めることになった。

この事例から分かるのは、朝廷関係者の旅宿周辺で火事が発生した際、高家は徹夜で伝奏屋敷に詰めているということである。史料には書かれていないが、朝廷関係者の避難中の世話をするためにこうした職務が発生したものと思われる。また、肝煎三人と奥高家二人ということから、この時の高家の中でも熟練した者が集まったということから、その後の対応について協議が持たれていたのではないだろうか。この事例からは、高家が参向中の朝廷関係者の安全を確保する大切な役割を担っていたことが窺える。

2　勅使服喪時の対応　―宝暦八年（一七五八）年の事例

これは、広橋が江戸に入る直前に喪に服すことになってしまった事例である。三月十日、広橋が小田原宿を出発し山王橋に差し掛かったあたりで高家からの急便が届いたようである。そのため広橋は小田原宿に戻り、同役の柳原に面会せざるをえなくなった。柳原と広橋が面談した内容は以下の通りである。

【史料二】[10]

一、丑刻過発駕、過山王橋之処、同役より便来、自四高家急便時　□（虫損）　書状到来、可立帰于小田原駅家可会之由、即被引帰云々、仍返輿入本陣相待無程同役来臨、被示云、去八日於岩淵四高家之書札至来之趣、①松平大内記病気危急及大変者、予忌掛也、御使之儀如何可被相心得哉之由尋ニ付、予耳江於不触者差障有之間敷哉之由被答之処、只今書札云、②松平大内記去六日卒去之事及露顕之間、予江服中間可受忌服候、除服出仕之事早々京都江被申入、相済之後御使可相勤候、

高家から柳原への急便は既に八日に届いていた。それによれば①広橋の舅である前上田藩主の松平忠愛が危篤であり、もし亡くなることになれば広橋が忌服しなければならない。その場合広橋は勅使を勤められるのかという高家からの問が柳原に寄せられたのであった。それに対する柳原の返事は、広橋の耳に情報が入らなければ問題ないのではないか、というものであった。しかし結局、②忠愛の死が公になったため、広橋は一度忌服し、朝廷から除服出仕の手続きを取ったうえで勅使を勤めなければならなくなってしまったのである。

その後、広橋は品川宿までは移動したが、次の史料からは苦悩する広橋の姿が分かる。

【史料三】[11]

一、来十二日可着府之由高家之書面ニ雖有之、柳原一名之書

簡之間、不相別忌明迄ハ決而入馳走所事難叶歟、然者逗
留于品川駅承除服之宣之上入馳走所歟、又武門之取計ニ
而忌明之後者無構入馳走所歟、可為此両様也、然者暫滞
留于品川駅之事歟、件駅家宴遊之場也、数日滞留頗迷惑
也、於江府相応之旅宿可相構、雖然御使之事故私ニ設旅
宿事も如何候、此趣高家江宜被懸合可給之由以雑掌同役
江示遣、尤之由被答了

広橋にとって品川宿は「宴遊之場」であり、そのような場所に留まるのは大変「迷惑」である。それゆえ雑掌を柳原のもとへ派遣し、高家に除服出仕までの旅宿を手配するように依頼したのである。高家はこれに応じ、広橋の仮の旅宿として院伝奏の馳走所が手配されたのである。

　院伝奏の馳走所に入った広橋のもとには肝煎織田信栄が訪れたが、その時の様子を見ると通常の高家の来訪とは趣が異なっている。

【史料四】(12)

一、織田対馬守来臨、非称城使、只承武命来臨、於広間下段
　面謁、伝命云、道中無恙着府依為朦中以上使不被申、此
　節安否被尋之由亜相公同様被仰之由也、予承之申忝由、
　予着直垂、依非称上使、迎送聊略之了

勅使が到着した際に伝奏屋敷に来訪する高家のことを「城使」と呼ぶが、今回は広橋が忌服中であるため単に織田は「武命」を承り来訪したのだという。したがって、織田は「城使」と称されていない。加えて、高家が退出する際の広橋による見送りも省略されている。このように勅使の忌服中は勅使に関わる儀礼が大きく変化することが分かる。

　広橋が忌服となった際の高家の職務をまとめると、①広橋の舅松平忠愛の危篤と訃報を同じ武家伝奏の柳原に伝える、②忌服中に広橋を伝奏屋敷に案内することはできないので、仮の旅宿を広橋に手配するというものであった。特に①について考察すると、高家は江戸に参向する朝廷関係者の親族関係について事前に詳細を知っていたということになる。勅使の江戸参向中には、勅使が親族関係にある大名との面会を高家に依頼するということもあり、日頃から朝廷関係者の身辺について高家は相当熟知していたものと思われる。そのため、肝煎の織田は早い段階で柳原に急便を送ることができたのであろう。

3　城中儀礼に関する申し立てへの対応 ― 宝暦十一年（一七六一）年の事例 ―

　勅使の参向の際には江戸城中で能見物が行われるのが恒例であるが、これは一部の公家がその際の儀礼作法に関して幕府側にいくつか要求をした事例である。要求を行ったのは代替の御礼とし

て参向していた万里小路稙房と萩原兼領であるが、その内容は次の史料によれば三つある。

【史料五】[13]

一、万里小路・萩原被申立、①番所々々総下座・②能之時被
差茶之事先格之通享保以往願存之由、延享之度右両条相
止、③且又能見物之礼立還之礼ニテ去年樋口・土御門相
済之由右之通ニ願存之由書付渡之、同答云、④総下座幷
茶之儀ハ延享ニ相定候儀、決而不相成事、⑤立還之礼之
儀ハ先可被願試候、是以樋口・土御門ハ依御用参向ニ候
ヘハ非相当之例如何可有之哉、併先願書可被附之由也、
此儀両卿へ申達、直ニ四高家へ被差出了

すなわち要求の内容とは、①番所における総下座の儀礼、②能の休憩時間中の「差茶」に参加させてほしい、③能の終了後に「立還之礼」によって退出したいというものであった。③については、前年の樋口基康・土御門泰邦が認められたことを引き合いに出して許可を迫っている。これは樋口らの官位や家格が万里小路らと比べて同格もしくはそれ以下であったことによるものであろう。[14]これらの要求は武家伝奏の広橋と姉小路公文を通じて肝煎に伝えられた。

これに対する肝煎の返答は極めて迅速であった。肝煎は、①と②の要求は延享度の規定があるので決して認められないが、③については樋口らの例が先例に相当するか分からないが願書を差し出してはどうか、という返答を行った。（史料五　④・⑤）かくして、万里小路らは肝煎の言葉通り③の要求について願書を差し出したのである。それでは実際の城中儀礼はどうなったのであろうか。

【史料六】[15]

一、嵐山之間差茶、前右府・予・前亜相三人計也（中略）
次退出着殿上次間、老中見送前右府已下述忝由、起坐、
次立還之礼先前右府、高家誘引、次両人、高家誘引、至
老中列坐前高家取合了、退出下城、于時申剋過也、万里
小路已下立還之礼雖被願不相済（以下略）

「差茶」に参加できたのは「前右府」三条実顕、[16]「予」広橋、「前亜相」姉小路の三人のみであった。また、「立還之礼」が認められたのも「差茶」に参加できた三人である。結果としていずれの要求も認められなかったことになる。ここからは、官位や家格の上下によって、また幕府儀礼のための役割を負って参向した者とそうでない者との城中儀礼が異なるということが分かる。[17]

この事例で肝煎は、公家からの儀礼的な要求に耳を傾け、その要求が実現可能かどうか即座に返答している。実際の儀礼は肝煎

の返答そのままであり、肝煎がいかに儀礼に精通した存在であったかを窺うことのできる事例である。同時に、朝廷に近い立場から公家の要求を容易に聞く存在である肝煎であるが、全面的に公家の要求に賛成するわけでもなく、あくまで幕府役人として職務を行うという高家の立場が分かる。

4　公家と大名の従者同士の争論への対応
―宝暦十三年（一七六三）年の事例―

最後に取り上げる事例は、公家と大名の従者同士の争論の際に高家が解決に努めたというもので、事件は勅使の役目を終えた広橋らが将軍からの暇を賜わった三月九日に発生した。この年は広橋らの他に代替御礼として松木宗済が参向をしており、彼が暇を賜い江戸城を後にする最中、下乗橋の百人番所前付近で事件は起こった。

【史料七】(18)

一、織田対馬守入来、両人面謁、対州被示云、昨日松木宰相下城之節於下乗橋外ノ百人番所前秋元摂津守押之者先供ヲ通抜ニ付、先供之青士両人引戻其上致打擲羽織引裂面ニ茂疵ヲ付候由、（史料八に続く）

史料によると、松木の行列は百人番所前で秋元永朝の行列と出くわした。その際に秋元の押足軽が松木の先供を通り抜けたため、押足軽を引き戻し打擲のうえ羽織を引き裂き顔に傷を負わせたというのである。この話は翌日の時点で肝煎織田信栄から広橋らに伝えられている。織田と広橋らとの面談は次の史料に続いている。

【史料八】

依之昨夕松木江被談、何分ニ茂場所柄之儀引戻候分ハ雖勿論之儀、疵ヲ付候儀理不尽之仕業之間、秋元江断茂被申候ハヽ、可為穏便被存其段被申談之處、松木尤同意何分宜頼之由被申ニ付、今朝向秋元家断被申之處、但馬守被聞誠入念候儀承知之由ニ而相済之處、（史料九に続く）

史料八は事件当日の織田の行動そのものであるが、まず彼は松木の屋敷へ出向き、松木が秋元方へ断りを入れればこの件が穏便に解決されるだろうと申し入れている。松木はこれに同意し、織田に取り計らいを依頼した。そこで織田は十日朝に秋元の父であり老中の凉朝を訪ね、松木の意思を話している。このように松木の意思を伝達することで、織田がこの事件の解決のため積極的に動いていることが分かる。

当主同士が比較的簡単に和解を進めていく中で、事件の当事者に対する吟味は双方の意見が食い違っているために難航した。そこでこの一件は町奉行でさらに吟味が行われることになった。織

田は吟味の一部始終も含め、勅使らの江戸出発日程についても以下のごとく広橋らに話した。

【史料九】

双方申口齟齬場所柄之儀城内故也、不遂吟味候はてハ不相済候由、可遂吟味之段町奉行依田豊前守江被申渡候、因て松木十三日発足も被差留候、落着之上対馬守ゟ可被差図被談候、仍為心得被示之由也、両人申云、不慮之儀出来気毒存候、御吟味之上落着も承度心持ニ茂候へ共、昨日御返答相済賜帰洛之暇ニ付、明十一日発足・廿二日可致帰京之段、昨夜早速以書状京都江及言上候、尤帰洛之日即日参内、御返答及言上候先格ニ候、於当表御暇も相済候上何とそ各別之子細有之歟、此度之儀ニ而も老中より見合候様ニ抔と被申候へハ、其趣を又及言上暫可見合候、両人私ニ見合候事対公武恐存候間、於両人者明日弥可致発足候、此段月番右京大夫迄宜被申達可給候、松木事ハ何分宜様ニ肝煎中被申合教訓、指揮頼存之由申之、対馬守承諾、

これによれば、松木の江戸出発は吟味が落着するまで延期となった。一方、広橋らは江戸出発と京都到着の日程を既に朝廷に知らせていたこともあり、予定通りの日付で出発することになった。そのことを老中にもよろしく伝えるよう織田に依頼している。

さらに、広橋らは今回の事件を肝煎たちが解決してくれるよう織田に願っている。このように公武間の事件の解決に際して、肝煎が公家たちの信頼を得ていたことが窺える。こうした公家からの信頼は、前の三つの事例でも見られるように、朝廷の事情や儀礼に精通し公家からの要求に対して迅速に対応してきた肝煎の実績によるものであろう。

次の項では、尊号一件における高家の職務を取り上げる。尊号一件によって朝幕関係は危機に陥ったが、高家による上使や勅使の接待は変わらずに行われていた。こうした危機に際して朝廷との接触を続けていた高家の存在が、尊号一件の幕引きのために重要な要素となる。彼らの強みは、いかなる場合であっても公武間の意思を伝達できることにあったのである。

二、尊号一件における高家の職務

尊号一件は光格天皇の父閑院宮典仁親王へ太上天皇号を宣下させようと朝廷が幕府に迫った出来事である。寛政元年（一七八九）年に朝廷から京都所司代へ要求を行ったのが発端であるが、老中松平定信はこれを認めなかった。最終的には寛政四年十一月に議奏中山愛親と武家伝奏正親町公明が所司代堀田正順に強い調子で尊号宣下を迫ったものの、幕府は逆に宣下不許可の態度を明確に

伝えた。宣下自体は行われないことが決まったが、所司代に強く迫ったことから中山と正親町が寛政五年二月に江戸に召喚されることになってしまったのである。

尊号一件に関する先行研究はいくつか存在するので、事件の発端から宣下中止までの過程については先学を参照されたい[19]。ここで扱うのは中山と正親町（以下「両卿」と記す。）が江戸に召喚された際の高家の職務である。高家が尊号一件に関わっていたことは先行研究ではほとんど取り上げられていない[20]。だが、宣下停止が決定した段階で既に高家の職務は始まった。これは特別な職務ではなく、高家が普段から担っていた職務の延長である。

その最初の職務は、寛政四年十一月に派遣された奥高家前田長禧による京都への上使であった。その目的は①天皇の宣下停止受け入れに対して将軍家斉の「御感動」の意思を伝える、②所司代に老中からの書状を届けるというものである[21]。特に重要なのが②であり、書状には「両卿」の江戸召喚決定を本人たちに伝えるよう書かれていた。それにとどまらず、「両卿」には幕府への進献物等を持たせないようにという文言も添えられていた。これによって正式に「両卿」の江戸召喚が実現することになったのである。

こうして「両卿」の江戸召喚が決定したが、その準備段階から「両卿」の江戸出発までの高家の職務は「不時参向留」[22]という史料から明らかになる。これは、当時奥高家で実際に職務に携わった宮原義潔という人物が記したものである。以下ではこの史料をもとに「両卿」の江戸参向中の高家の職務を明らかにする。

1　「両卿」参向の準備に関わる職務

「両卿」参向の準備は寛政四年十一月から始まったが、高家の職務が始動するのは寛政五年正月からである。まず、六角広孝と大友義珍の肝煎二名、戸田氏朋と宮原義潔の奥高家二名の計四名が職務に従事することが決定した。この時期の高家の役割は、「両卿」の参向中の行動や高家の対応を奥右筆組頭の近藤孟郷と申し合わせることであった。そのうちの一つを以下に挙げる。

【史料十】[23]

一、去ル廿五日近藤吉左ヱ門へ越前守掛合済書付左ノ通

　近藤吉左ヱ門殿　　六角越前守

一、①中山・正親町着前日品川止宿へ明幾日伝奏屋敷へ何時
　着被致候様可申遣哉

（朱書）此通り

一、②伝奏屋敷へ被致着候前拙者トモヨリ家来遣置、着候儀
　承り可申上候哉

（朱書）伝奏屋敷へ被相越対面之上月番幷越中殿御申上之事

一、③着之上上使御坐候哉、

（朱書）此ヶ条無之由ニ承り候

一、　御見舞御坐候哉
一、　公家衆登城有之候哉
（朱書）追テ
一、④公家衆逗留中非常之退場寺社奉行へ申談相極置可申哉
（朱書）此通
一、⑤公家衆於伝奏屋敷御暇被下候哉、其節拝領物被仰付候哉
（朱書）追テ
　右之通伺置申度候
　　正月

一、近藤吉左ヱ門迄差出候書付、翌三日相済候旨ニテ廻達左
　ノ通
　　近藤吉左ヱ門殿
今度中山前大納言・正親町前大納言御用ニ付参向、依之左ニ伺候
一、⑥常例参向ノ節ハ私共其外何レモ着之日熨斗目・麻上下
　着用仕、逗留中見舞・発足服紗麻上下着用仕候へトモ、
　此度ハ着ノ日モ服紗麻上下着用可仕候哉
（朱書）着之日平服其日々之当服之由
一、⑦此度ハ私共・戸田土佐守・宮原長門守計罷越、其外仲ヶ
　間不罷越儀ト奉存候へトモ、然シ一度ハ見舞ニ罷越候方
　ニモ可有御坐候哉
（朱書）此度仲ヶ間一度ハ見廻候方ノ由、右ノ外ヶ条書ノ通
　宜候由近藤吉左ヱ門伺済候由同人申聞候
一、⑧御老中方伝奏屋敷へ御越被成候節、御先へ私共罷越可
　申候哉、何ニモ一両人罷越御出被成候節ハ御案内申候心
　得ニ罷在候
　右之通奉伺候
　　二月

申し合わせの事項は、①品川宿の「両卿」に高家が使いを送り、伝奏屋敷への到着時間を知らせるように、②「両卿」が伝奏屋敷に到着したら、高家の家来を派遣するのではなく、六角らが直接面会のうえで老中へ到着の旨を知らせるように、③通常は勅使到着後すぐに城使として伝奏屋敷へ奥高家が派遣されるが、今回は派遣しない、④「両卿」の非常時にどこへ避難すべきか寺社奉行と相談し決定する、⑤江戸滞在終了の際、伝奏屋敷で暇を下すか、拝領物はあるか、⑥勅使到着時の高家の服装は通常熨斗目・麻上下であるが、今回は平服とする、⑦六角ら四人以外の高家衆は、最低一度は伝奏屋敷へ赴くように、⑧老中が伝奏屋敷へ赴く際は、六角らが先回りし案内の役を務める、というものであった。申し合わせのうち、③と⑥からは今回の参向が通常と目的が異なるものであり、それに応じて高家の行動や身なりも異なることが読み取れる。但し⑦には高家衆全員が「両卿」に面会するよう記されており、高家と公家との関係を絶やさないよう意識したのであろ

うか。④については後日六角が寺社奉行に書状を送り、非常時の避難所が決定した。[24]

以上のように、高家が正月の段階で関わった職務は、主に滞在中の「両卿」の行動とそれに対応した高家の行動である。今回の参向が通常と目的を異にしており、そのことが「両卿」や高家の動きに明確に表れている。だが六角ら四人以外の高家衆と「両卿」の面会は許されているなど、高家と公家との関係を意識した配慮も窺える。一方でこの配慮には定信との用談に至るまで「両卿」に参向の目的を知らせないよう工夫する目的もあったのではないかと思われる。

2 「両卿」への用談における職務

用談とは「両卿」が定信らに尊号一件における一連の行動を問い質されることであるが、その際の六角らの職務を追っていきたい。用談は「両卿」の到着翌日の二月十一日から行われたが、その前に二月十日の動きを見ていきたい。六角らは伝奏屋敷へ出向き、通常のように到着珍重の旨を「両卿」に伝えたが、禁裏への御機嫌伺いは行わなかった。これは六角らが平服であるためである。それとは対照的に「両卿」による幕府への御機嫌伺いは行われている。[25] この伝奏屋敷への訪問に先立ち、六角は近藤を介して定信から次のような内容を伝えられている。

【史料十一】[26]

一、初テ伝奏屋敷ヘ相越候節、若両卿如何之御用向ニ候哉抔ト被聞候モ不相知候間、其節ハ御用之程ハ難計候得共、差テ御心遣之筋ニハ有之間敷抔ト相咄候方可然旨、越中守殿吉左ヱ門ヲ以御内意越前守ヘ被仰聞候

○吉左ヱ門申候ハ、向方ヨリ沙汰無之テモ咄候ハヽ、安堵可被致候間、咄候方可然旨申聞候間、内々ニテ相咄申候事

○右答ハ、重テ登城之節着府御届申上候後ニ御内意御咄候得ハ、両卿トモ殊ノ外安堵被致候旨吉左ヱ門ヘ相咄被申候、越中守殿ヘ申上候得ハ夫ハ宜候段被申候よし

定信は、今回はどのような御用のために下向したのかなどと「両卿」が尋ねてきた場合、どのような御用かは分からないがそれほど心配には及ばないと六角らから話した方がいいだろう、と言っている。近藤は六角へこの件をそのまま伝えるのではなく、「両卿」から尋ねられなくても六角らから自発的に話をすれば安心するのではないかと提案した。これに対し六角は近藤の意見に賛成し、二回目に伝奏屋敷へ赴く際に伝えるようにすると発言している。このことからは、「両卿」が参向の目的を知らされていなかったこと、定信や近藤が「両卿」に対して一定の配慮を行っていることが読み取れる。そのため、話をするタイミングや話し方も含めて定信は細かく六角に伝え、六角の意見を最大限尊重したのだと思

われる。事実、六角らによる二回目の伝奏屋敷訪問の際、用談について心配には及ばないという発言が「両卿」へ行われている。
さて、十一日の用談は定信宅で行われることになった。その際の六角らの動きは次のごとくである。

【史料十二】(27)

一、出門之旨大勝手へ取次ヨリ為知候間、此間四人ハ差引有之候間、使者之間へ罷出扣（中略）
○門ヨリ被見得候旨注進之声ヲ承り、玄関拭板迄高家出向（中略）
○越中守殿案内、対客之間へ両卿列居、越中守殿相応之挨拶、勝手へ被這入（中略）
○時分宜候旨吉左ヱ門越前守へ申聞候間、越前守案内ニテ中山大書院へ出座、式部大輔附添
○御老中出座、御用談相済御老中方被引、中山元席復座
○時分之儀吉左ヱ門ヨリ申聞候テ、越前守案内ニテ正親町出座、式部大輔附添、尤御老中方出座ノ処へ罷出、御用談相済御老中方被引、元席へ正親町復座、（以下略）

六角らは一旦江戸城に登城した後、四人で定信宅へ赴く。伝奏屋敷から「両卿」出門の旨があると、六角らは使者之間で控える。そして、「両卿」が到着した際には玄関拭板で出迎えた。用談の際「両卿」は対客之間から大書院へ通されるが、中山の案内は六角が行い、付添を大友が行った。次の正親町の用談も案内・付添の役は同様であった。用談終了後、六角らが玄関拭板で見送りをして職務は終了となる。

定信宅での六角らの職務は、出迎え・見送りと用談場所への案内と付添であった。案内と付添の役は肝煎の二人のみが担当しており、戸田と宮原の役がほとんどないことが分かる。ところがこのことを考慮して、十六日の江戸城での用談では戸田や宮原だけでなく他の奥高家にも職務が割り振られることになる。

【史料十三】(28)

一、追付駿河守中山前大納言案内候様越中守殿被仰聞候由申聞候間、則越前守案内、土佐守附添、帝鑑之間へ被罷出、御用談相済柳之間へ復座
○十一日之節ハ附添ニ肝煎斗罷出候、今日ハ申合罷出候様昨日吉左ヱ門ヲ以越中守殿被仰聞候間、右之通ナリ
一、追付下野守正親町前大納言案内候様越中守殿被仰聞候由被申聞候間、式部大輔案内、長門守附添同席へ罷出候、御用談相済柳之間へ復座

江戸城では、「両卿」を六角らが出迎え、六角が殿上之間へ案内する。その後、目付からの命で六角が「両卿」を柳之間へ案内す

る。次いで中山を帝鑑之間へ案内するよう定信が命じたため、定信の命を奥高家横瀬貞臣が伝え、六角の案内と戸田の付添で中山が用談を行った。正親町の場合は、定信の命を奥高家大沢基季が伝え、大友の案内と宮原の付添で用談が行われた。その後、昼食を挟んで「両卿」が揃って用談となった。定信の命は横瀬が伝え、案内は六角、大友・戸田二名の付添であった。退出の際の案内は宮原が担当している。

　このように江戸城では、肝煎以外の二名だけでなく横瀬と大沢といった奥高家にも職務を割り振っている。これは史料十三の傍線部にあるように、肝煎に限らず戸田と宮原も付添をするよう定信が命じたことによる。定信がどのような配慮でこうした命を発したのかは定かではないが、結果として江戸城では六角らの職務が上手く分散されている。

3　「両卿」と肝煎との書状のやり取り

　ここまで「両卿」への用談が二回行われたことになるが、その内容は「両卿」にとって耐えがたいものであったろう。実際、六角と大友が十七日に伝奏屋敷を訪れた際に「両卿」はその気持ちを六角らに伝えているのである。その際の会話は次の通りである。

【史料十四】[29]

○退出ヨリ越前守・式部大輔伝奏屋敷へ被相越候処、両卿被達、段々御尋之趣当惑被恐入候旨被申候由
○越前守答ニ、承知仕候、併老中共へ可被申達哉之趣ニ被聞合候得ハ、程能被取計候様被申候旨
○如何様ニテモ宜敷候間、書付被差出候様被申候得ハ、是切ニテ相済候様書付被差出候儀ハ難致旨被申候由
○翌十八日近藤吉左ヱ門へ被咄候ヨシ越前守物語候

六角らが屋敷へ赴くと、「両卿」は用談の内容に当惑していると伝えた。それに対し六角らはこのことを老中に伝えるべきかと尋ねると、程よく取り計らってほしいと「両卿」は答えた。さらに、「両卿」はどのような形でもよいので書付を差し出したいと言っているが、六角らは「是切」で用談が済むようにという旨の書付を出すことは難しいのではないかと答えている。

　翌日六角が近藤と定信にこの件を話したところ、「両卿」が書付を差し出す前に六角らから「両卿」へ書付を出した方がよいということになった。これによって六角らから出された書付が以下の史料である。

【史料十五】[30]

以剪紙得貴意候、未春寒御坐候得共、御滞留中不被為有御障珍重之御儀奉存候、然ハ昨日御見舞申候節、縷々御物語之趣私共承置ニ可仕旨、再応被仰聞候得共、今度之御儀ハ重キ御事ト奉

存候ニ付、委敷ハ不存事ニ候得共、聊ニテモ御物語有之候ヲ一向私共限りニ承り置候儀モ如何ニ御座候間、人伝ヲ以無急度昨日御見廻□(虫損)何カ御咄共モ老中衆へ申達候処、又人伝ニテ被申聞候ハヽ、其御物語等有之候趣、聊モ御遠慮不被在、内々ニテ私共迄御書付ニテ為御見被成候様仕度、尤決テ表立候筋ニハ無御坐候間、彼是御懸念ニ不及、昨日御物語之趣、又外ニモ何ソ御咄等ノ儀モ御坐候ハヽ、平和ニ御書付候テ為御見被成候得トノ趣ニ御坐候、必無御遠慮御十分ニ右之趣御心得可被遣候、右之段可得貴意如斯御座候、以上

二月十八日

中山前大納言殿　　大友式部大輔

正親町前大納言殿　　六角越前守

書付の内容を要約すると概ね以下の通りとなる。十七日に屋敷を訪ねた際、「両卿」が話したことは六角らの間だけで留めておいてほしいとのことであるが、今回の件は重大であるので我々だけで留めておくのはどうかと思う。そこで老中へ人伝をもって相談したところ、遠慮なく十七日に話したことやその他話したいことを六角まで書付で伝えてほしいというものである。この書付で六角は「人伝」という言葉を強調しているが、これは「両卿」が当惑することなく正直に書付を認められるようにする工夫であろう。

注目すべき点が一つある。それは肝煎が「今度之御儀」について「委敷ハ不存」と書いていることである。実際に尊号一件の詳細は肝煎であっても知り得なかった、あるいは関わりのないことであったのであろう。こういった部分からは朝幕間の駆け引き等には一切関与しない高家の立場が読み取れる。

六角らによる書付が発せられた翌日の十九日、「両卿」から六角らへ以下の書付が送られた。

【史料十六】(31)

今度御尋御糺等之子細、一々謹而承知畏恐入候、其節御答申述候外ニ何之無愚意候、①殊更右一件ニ付而ハ、強而御諫も可申上処、不行届、於役儀無其詮之条御叱之趣、尚以無申条恐入候、不肖之質今更愚昧之申訳、雖恐入候、此間被仰出候件々之末ニ、②尊号宣下決而御無用之旨、被仰進候以後、猶又堀田相州迄追々御懸合之儀者、若者叡慮ニ而者被為在間敷哉と御沙汰も候様ニ相伺、一向令恐歎候、遠境御往復之御事ニ候得者、御不審之段者御尤ニ存候得共、専御孝道御純一ニ被為在候ニ付而者、③急速之御沙汰茂被為在度思召候上、実ニ新嘗御親祭も近つき候旁、叡心御不安、誠御逼迫之余り、御当地御返答も不被為相待、彼是御文言等も廉立被仰進候様ニ相成、甚当惑千万なから、御時宜不得止堀田相州上京以前御達ニ相成候、④其後相州上京、翌日面談ニ相達候一件者、弥御治定被為在候而之御沙汰ニ付、両役共甚当惑、何卒御当地御返答被為相待候様、精々申上候事ニ候得共、是非早々可相達

候御沙汰ニ付、不得止相達候儀ニ候、然ル処相州ゟ被返却、御無難ニ相成、先以恐悦之儀ニ候、右躰有之儘書付候茂如何なから不苦候者、此意味者内々御聞置可給歟、扨者後追々御旨趣も被仰進次第ニ思召も相解、両御所御相談相済、停止被仰出候後、新嘗御親祭等も聊無御心障、如例出御等茂被為在候御事ニ而、誠恐悦無限存候、此上共弥以御和融、公武御合体千歳無窮御静謐之御儀而已令祈願候条、尚以御仁憐之御沙汰偏宜願存候事

書付の内容は、①尊号宣下について強く諫める立場であるのにそれが行き届かなかったことは役職を適切に勤めているとはいえず恐れ多い、②幕府から宣下無用の沙汰があった後に所司代に掛合をしたことについて、叡慮によらない独断の行動かと思われているようであるが、そんなことはない、③天皇は早急の宣下を願っており、差し迫ったあまり江戸からの返答も待たず、厳しい文言で所司代上洛以前に掛合を行ってしまった、④所司代の上洛翌日に書付を渡すように天皇から命じられたが、所司代が書付を返却したため安堵している、というものである。この書付からは、武家伝奏・議奏という役職でありながら叡慮を制止できなかったことを用談で咎められたことが窺える。また、この内容は実際に六角らに語られたものと思われ、「両卿」はこうした重大事項を話せる相手として六角らを信頼していたことが分かる。

「両卿」が認めた書付はその後の用談に大きな影響を与えたものと思われる。おそらく用談のいずれかの時点で「両卿」は自分たちの意思を伝えなければならなかったはずであるが、用談に当惑していることから推測すると自らその意思を伝えるのは困難だっただろう。そこで予てからつながりの深い六角らに取り計らいを依頼したのだろう。武家伝奏や議奏という立場上、肝煎が自分たちの意思を伝達してくれるであろうことは先例から容易に想像できたはずだ。

また六角らが「両卿」の意思を聞き出したという出来事は、定信らにとって用談が進展するまたとない機会であった。そのため六角らに書付を送らせ、「両卿」の意思を正確に引き出そうとしたのであろう。六角らはこれに応えて「両卿」が忌憚なく意思を認められるよう丁寧に書付の内容を練った。結果として多くの意思を引き出すことに成功したのである。以上のように、六角らは「両卿」と定信の双方からの信頼と期待に応え、用談に少なからぬ影響を与える存在となったのである。

4　「両卿」出発までの職務

三月七日、「両卿」への咎が言い渡され、彼らの宿所は伝奏屋敷から直ちに貝塚青松寺に移されることになった[32]。十日に「両卿」は江戸を出発し、江戸参向は終了となった。この間、八日には六角から宮原までの職務に携わった高家へ近藤から興味深い質問が発せられている。

【史料十七】

近藤吉左ヱ門罷出申聞候ハ、此度公家衆へ被仰渡軽重之儀如何存候哉ト吉左ヱ門承度旨申聞候間、銘々ニ存寄相咄シ申候事
○此度之儀ハ如何様被仰付候テモ被致方モ無之処、至テ軽キ
　被仰付ニ奉存候旨長門守ハ答候事

近藤は「両卿」に言い渡された咎が軽いか重いかを六角らに尋ねてきたのである。残念ながらここでは四人全ての返答を確認することはできないが、宮原は、どんな咎が言い渡されても仕方ないが、至って軽い咎になったのではないかと答えている。この問は定信自身が発したものか、近藤自身が発したものか定かではないが、幕府としては職務に携わり普段から朝廷との関係が深い六角らの意見を欲していたのかもしれない。いずれにせよこの事実は、高家が「両卿」の江戸召喚において重要な働きをしたという証左と言える。

おわりに

以上宝暦期における高家の職務と、尊号一件における高家の職務を江戸を舞台に明らかにしてきたが、ここで本稿をまとめたい。

①宝暦期における高家の職務について

宝暦期については四つの事例を見てきたが、これらから分かる重要な点の一つは、高家が儀礼や朝廷の事情に精通する存在であるということである。このことは以前から高家を語るうえで不可欠の要素であったが、四つの事例を見るとその能力を最大限に生かして職務を担っている。

もう一つ重要な点は高家を統率する立場にある肝煎が公家の意思を聞きだし伝達するという重要な役割を担っているということである。公家の意思は通常、肝煎を介して老中に伝達されていたが、松木と秋元の争論ではそれを応用して事件の解決に努めている。しかもこれらの行動はかなり迅速なものであった。こうした肝煎の能力は、朝廷と幕府の双方が注目していたものと思われる。

②尊号一件における職務について

用談における高家の職務については、案内・付添・送迎など通常の職務とはあまり変化がない。但し二回目の用談では六角ら四名に職務が均等に割り振られるようにするなど、定信による六角らへの細かな配慮も見られた。

だが「両卿」の江戸召喚における高家の最大の功績は、こうした儀礼的な職務ではなく「両卿」の意思を引き出したことであった。「両卿」の意思を老中定信に伝達するという行為自体は、宝暦十三年の松木・秋元間の事件における肝煎の行動の延長である。このような肝煎の実績や普段からの朝廷との深いつながりが、「両卿」の自発的な心情の吐露につながったのであろう。

加えて、六角らは「両卿」だけでなく定信らからの信頼も得ていた。「両卿」到着当日に「両卿」へ安心感を与えるよう命じたこと、用談における職務の割り振り、「両卿」への書付の発信、近藤による今回の咎の軽重に関する問いなど、定信らはかなりの面で六角らのことを配慮していることが分かる。このことは尊号一件の幕引きにおいて六角ら高家の存在が必要であると幕府が認識していたことを示しているのではないだろうか。

以上、近世中期における高家の職務をいくつかの事件を例に取り上げた。通常は京都への上使、幕府儀礼、年頭勅使の応接などの恒例行事に従事する高家であるが、事件が発生すると朝廷や儀礼に関する豊富な知識をもとに迅速に対応した。このことが朝廷・幕府双方から信頼を得て、朝幕関係の危機となった尊号一件の最終局面に高家の職務が設定されることにつながったのである。すなわち朝幕関係の立て直しにおいても高家の存在は重要であり、「両卿」の江戸召喚において高家が職務を担うことは必然であったのである。

（1）西尾市史編さん委員会編『吉良家日記　吉良町史　別冊資料』二〇一三年。上使の職務については、平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」（『大倉山論集』二三号　一九八八年）も参照。

（2）松平太郎『江戸時代制度の研究』（武家制度研究会発行　一九一九年）、大嶌聖子「江戸幕府高家成立に関する一考察―将軍の霊廟参詣における職務をめぐって―」（『史学研究集録』一九号　一九九四年）、川島慶子「家光政権期の高家」（『日本近世国家の諸相Ⅱ』東京堂出版　二〇〇二年）、大石学監修・東京学芸大学近世史研究会編『高家今川氏の知行所支配―江戸周辺を事例として―』（名著出版　二〇〇二年）、大石学編『高家前田家の総合的研究―近世官僚制とアーカイブズ―』（東京堂出版　二〇〇八年）

（3）大嶌聖子「江戸幕府の高家成立について―初期の職務をめぐって―」（『國學院大學大學院紀要―文学研究科―』二五輯　一九九四年）、同「公家の江戸下向」（『史学研究集録』二〇号　一九九五年）、同「高家衆と久我家」（『史学研究集録』二一号　一九九六年）、平井誠二「吉良上野介と赤穂事件」（高埜利彦『日本の時代史一五　元禄の社会と文化』吉川弘文館　二〇〇三年）、同「武家伝奏と高家」（『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集五』　二〇一三年）

（4）久保貴子「高家に関する一考察」（『杉並区立郷土博物館研究紀要・年報』創刊号　一九九一年）、同「江戸時代の公家と武家―公家から武家への身分移動―」（『学術研究―地理学・歴史学・社会科学編―』四一号　早稲田大学教育学部　一九九三年）

(5)「東行之日記」内閣文庫蔵。
(6)「東行之日記」によれば 宝暦十年と宝暦十三年三月七日の二回。
(7)「東行之日記」宝暦十年二月六日・七日・八日条。
(8) 衣紋の樋口基康は京橋水谷町、身固の土御門泰邦は石町、大外記押小路師資・副使青木行考・告使粟津清胤もそれぞれ別の場所を旅宿としていた。
(9) 肝煎とは高家の中でも儀礼に精通し、高家全体を指揮する役のことである。一方奥高家はいわば平の高家である。いずれも京都に上使として赴くことが可能な役である。
(10)「東行之日記」宝暦八年三月十日条。
(11)「東行之日記」宝暦八年三月十日条。
(12)「東行之日記」宝暦八年三月十二日条。
(13)「東行之日記」宝暦十一年三月五日条。
(14) 万里小路は名家で正二位前権大納言、萩原は半家で正三位左衛門佐である。一方、樋口は羽林家で従二位宮内卿、土御門は半家で正三位陰陽頭であった。
(15)「東行之日記」宝暦十一年三月七日条。
(16) 三条は万里小路らと同じ代替の目的で参向していたが、清華家で従一位前右大臣という格式が広橋らよりも勝っていたことが万里小路らとの儀礼の違いの大きなポイントとなったと思われる。
(17) 樋口・土御門は家重の右大臣転任祝儀の儀礼における役割を負って参向していた。本稿の一の1をご参照いただきたい。
(18) 史料七・八・九はいずれも「東行之日記」宝暦十三年三月十日条。
(19) 徳富猪一郎『近世日本国民史第二十四 松平定信時代』（民友社 一九二七年）、高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九 一九八九年）、同「後期幕藩制と天皇」（『講座 前近代の天皇第二巻 天皇権力の構造と展開二』青木書店 一九九三年）、藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ 一九九四年）、同『近世政治史と天皇』（吉川弘文館 一九九九年）、長澤慎二「近世後期における朝廷の意思決定過程―尊号一件を事例として―」（『地方史研究』三三七号 二〇〇九年）
(20) 徳富が高家と中山らとの関わりをわずかに取り上げているが、論の主題とはなっていない。
(21)「所司代江達書」（石井良助編『徳川禁令考』前集第一 第十九章立制改革三一八 一九五九年所収）。
(22) 東京大学史料編纂所蔵。この史料は宮原が記したものを寛政八年（一七九六）年から文化八年（一八一一）年まで奥高家を勤めた六角主殿頭が借りて筆者し、その後嘉永元年（一八四八）年から慶応二年（一八六六）年まで奥高家を勤めた六角越前守も写したという。このことから、この史料は六角

家に関連の深い人物が所蔵していた可能性が考えられる。

(23)「不時参向留」寛政五年正月廿九日・二月二日条。

(24)「不時参向留」寛政五年二月二日条。

(25)「不時参向留」寛政五年二月十日条。

(26)「不時参向留」寛政五年二月十日条。

(27)「不時参向留」寛政五年二月十一日条。

(28)「不時参向留」寛政五年二月十六日条。

(29)「不時参向留」寛政五年二月十七日条。

(30)「不時参向留」寛政五年二月十八日条。

(31)「尊号廷議一件中山家記」二月十九日条。(東京大学史料編纂所蔵謄写本)

(32)「不時参向留」寛政五年三月七日条。

〈付記〉

本稿は、平成二十五年度に学習院大学大学院へ提出した修士論文を基に、平成二十六年九月二十八日の「近世の天皇・朝廷研究第六回大会」自由論題研究発表で報告させていただいたものである。大学院在学中も含め、報告において貴重なご指導・ご助言を賜った皆様に心より感謝申し上げたい。

(群馬県立伊勢崎商業高等学校教諭)